

地域共生社会の実現にむけた共同募金運動の変遷からみる 寄付文化醸成に関する一考察

A study on the development of charitable contributions as seen in terms of transitions within the community chest movement toward the realization of a community-inclusive society

二瓶 さやか¹⁾

NIHEI Sayaka

増子 正²⁾

MASUKO Tadashi

要旨

わが国における地域共生社会の実現に向けて、地域福祉活動の財源となる共同募金運動について着目すると共に共同募金活動に取り組んでいる世界各国の中でも著しい募金額の増額を背景に安定的な確保を続けている韓国の取り組みを参考にして、地域福祉活動を推進させるための寄付文化醸成に関して一考することを本研究の目的とした。本研究において、地域共生社会の実現と共同募金活動との関係性を地域福祉活動の視点で概観し、共同募金運動の歴史的変遷から寄付行為の意味付けについて整理した。そして、現代における寄付文化に対する意識と今後の共同募運動のあり方について考察し、発展を続ける韓国共同募金の実態についてフィールド調査に取り組み、今後のわが国における寄付文化醸成と共同募金運動の発展に向けた示唆を得た。現代のわが国は、寄付文化に対する意識は高まりの傾向にある一方で、共同募金の寄付額は低下の一途を辿っているが、こうした背景には、共同募金に対する「透明性」を求めていることが一因として考えられた。フィールド対象とした韓国においては、「透明性」の確保に重点を置いた取り組みを展開し、共同募金総額の上昇と共に個別寄付額の増加も実現していた。寄付文化の更なる醸成のためには、寄付者自身の共同募金運動に対する意識向上と共に共同募金運動実施者の「透明性」を確保するといった、寄付者の主体性を高める取り組みが重要であることが示唆された。

¹⁾ 十文字学園女子大学人間生活学部人間福祉学科

Department of Human Welfare, Faculty of Human Life, Jumonji University

²⁾ 東北学院大学教養学部地域構想学科

Department of Regional Management Faculty of Liberal Arts Tohoku Gakuin University

キーワード：地域共生社会、共同募金、寄付文化、韓国共同募金

1. はじめに

近年、我が国における社会保障制度改革の方向性は、地域包括ケアシステムの更なる深化のもと、「地域共生社会」の理念が示され、高齢者や福祉サービスを必要とする本人のみならず、すべての人がそれぞれに役割をもちながら、主体的に地域に参加し、共に支え合う、「我が事」「丸ごと」の「地域共生社会の実現」という方向性で進められているところである¹⁾。

わが国は、1960年代に「福祉六法」（生活保護法、児童福祉法、身体障害者福祉法、知的障害者福祉法）と民皆保険、国民皆年金が整備され「福祉国家」とし歩みはじめて今日に至っているが、日常生活上の課題を抱える人のなかには法制度の狭間にあって公的なサービスが受けられないケースや、さまざまな要因が複雑に絡み合っているためにひとつの公的サービスだけでは課題の解決に至らないケースも存在している。妻鹿（2010）は、日本の社会福祉制度は、家族関係や雇用関係、支え合いが機能する地域関係が生活上のリスクをカバーする社会を前提として、家族や会社や地域が対応できない部分だけを制度で対応するという当時の社会的背景のなかで形づくられたことを考えると、現代社会においてはその前提条件が揺らぎ始めており、さまざまな生活課題が生まれてきていていることを指摘している²⁾。また、地域共生社会の実現に向けては、厚生労働省が「制度・分野ごとの『縦割り』や『支え手』『受け手』という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が『我が事』として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて『丸ごと』つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域とともに創っていく社会を目指すものである」と述べているとおり、これまでの福祉政策に対する意識を転換する必要があるといえる。

地域共生社会の実現には、地域共生社会を支える地域福祉活動の更なる発展を目指す視点が不可欠であるが、地域福祉活動の推進を目的とした財源については、増子（2013）³⁾や久津摩（2016）⁴⁾が地域福祉活動におけるプロセスにおいて、資金調達が軽視されてきた現状を指摘している。さらに、日本における福祉研究の視点から、増子（2018）は、社会福祉が措置制度の下でサービスが提供されてきた経緯から、ソーシャルワークの技法などに関するものがほとんどで、地域の福祉課題を解決する活動を支えるための資金調達の分野は軽視されがちであり、「福祉は無償」、「福祉活動はボランティア」という固定概念が一人歩きして、「活動には資金が必要であり財政基盤を強化しなければそれらの組織の社会的使命を達成できない」といったことが十分に理解されてこなかった点について指摘している⁵⁾。こうしたなかで、厚生労働省は、地域共生社会の実現を目指し、地域福祉活動を推進するうえで、「寄附文化を醸成し、NPOとの連携や民間資金の活用を図る」必要性を示している。しかしながら、日本における「寄付」に対する価値観は、大城（2010）が「国民感覚として馴染みのない」と述べており⁶⁾、跡田（2002）⁷⁾や兼平（2010）⁸⁾も日本における寄附文化醸成の必要性を述べている。

こうした現状を背景に、わが国における地域共生社会の実現に向けて、地域福祉活動の財源となる共同募金運動について着目すると共に共同募金活動に取り組んでいる世界各国の中でも著しい募金額の増額を背景に安定的な確保を続けている韓国の取り組みも参考にして、地域福祉活動を推進させるための寄附文化醸成に関して一考することを本研究の目的とする。

2. 地域共生社会と地域福祉活動の関係性

地域共生社会は、団塊の世代が75歳以上の後期高齢者となる2025年の到来に向け、構築と推進が求め

られている「地域包括ケアシステム」を更に深化させるものである。

地域包括ケアシステムは、介護保険制度と連動して法改正が実施されている通り、高齢者施策としての位置づけで語られることが多かったが、地域包括ケアシステムの捉え方について、岡本（2017）⁹⁾は、「地域包括ケアシステムを単に保健・医療・介護・福祉分野の課題として捉えるのではなく、地域全体の課題、すなわち「まちづくり」の課題として捉えなければならない」と述べており、山本（2013）も「ますます厳しさを増す社会状況ならびに地域環境のなかで、地域住民の多様化・高度化・個別化していく包括ケア・ニーズに対して、柔軟かつ適正に対応していくためには、つねに地域現場と状況変化を配慮した、市町村の自主性および独自性に基づいた地域包括ケアシステムの継続的改良計画の実践が必要であろう」と述べている¹⁰⁾。つまり、介護をはじめとした福祉ニーズは、介護保険制度等公的なサービスでの対応を基盤としつつ、地域における多様なニーズに対応するために、地域全体の課題として、住民一人ひとりの課題として捉える必要があるといえる。

こうしたことを背景に、全国の市町村では、地域包括ケアシステムを地域福祉計画の中に位置づけ、地域社会の特性と市民の自主性を活かすことを目的として、地域福祉活動計画と連動しながら施策を検討し推進しているところである。地域の誰もが安心して安全に暮らし続ける地域福祉活動を担う人材として、地域で活動する個人ボランティア、ボランティアグループ、NPOが着目され、地域福祉活動を支える多様な担い手のもと、サロン活動等が推進されている。また、地域福祉の目指す目的のひとつに、地域住民が主体的に関わり、支え合う「共助」のしくみを構築とともに支え合うことが挙げられている。身近な地域で住民が支え合う「地域福祉活動」は、地域のつながりを強めていくうえで、有効な取り組みであり、「従来の制度や分野ごとの‘縦割り’から脱却し、地域住民や地域の多様な主体が参画すると共に、人と人、人と資源が世代や分野を超えてつながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会を目指す」¹¹⁾といった地域共生社会の実現に向けて、地域福祉活動を推進させることが更に重要となるといえる。

3. 地域福祉活動と共同募金

従来の地域包括ケアシステムをさらに推進させ、地域共生社会を実現させるには、地域住民が地域のニーズや課題を明らかにし、地域で日常生活を支えるあらゆる主体が地域包括ケアシステムの公的サービスと連携すると共に地域福祉活動の更なる推進を図ることが重要である。

地域福祉活動に取り組む役割を担う社会福祉協議会やNPOが実践する地域福祉活動のプロセスは、①地域の課題を発見、②課題解決のための計画づくり、③課題を解決するための活動の実施で構成されている。活動にかかる財源の多くはNPOの場合は寄付金が3割を占め、組織の活動に共感する市民や団体からの寄付として活動資金を集めていることが特徴であるが、社会福祉協議会の活動資金については、会費や寄付の占める割合は2%程度にすぎず自治体などからの委託業務がなければ十分な活動資金を確保することが難しい可能性もあることを増子（2018）が示唆している。

地域福祉活動の推進には、寄付金の確保が課題となるが、寄付金としての財源確保として大きな役割を果たすのが地域福祉の推進を目的とした共同募金であり、1947年に発足以降、国民的募金活動として定着してきた。2000年に制定された社会福祉法により、共同募金の目的が「地域福祉の推進」と明確に示されたことにより、地域福祉活動推進の財源として期待を寄せられることになった。しかしながら、今日の地域包括ケアシステムの推進・構築に向けて二瓶（2017）が共同募金の果たす役割の重要性につ

いて述べている¹³⁾一方で、増子（2013）が、『社会福祉法第1条の目的で、「地域福祉の推進」が基本理念に掲げられているにも関わらず、「法制度の狭間」にある者や地域が抱える課題を解決するための住民組織や市民団体が行うインフォーマルな地域福祉活動の財源は担保されておらず、その多くが活動資金の確保に苦慮している』¹⁴⁾といった矛盾を指摘しているのが現状である。今後更なる少子高齢社会を迎え、地域・家庭・職場という人々の生活領域における支え合いの基盤が弱まるなかで、それぞれの地域・自治体の実態に即した基盤支援を支える安定的な地域の自主財源確保への取組が急務であり、共同募金運動の果たす役割は増え重要性を増すといえる。

4. 共同募金運動の概要

共同募金運動は、地域福祉の推進を目的とした募金運動である。黒木（1958）¹⁵⁾によると、わが国の共同募金運動は、敗戦後の民間の福祉事業に行政が資金提供できない公私分離政策への対策として、戦後間もない1947年に厚生労働省による主導で開始された。1947年の発足後、「赤い羽根」をシンボルとした国民的募金活動として定着し、社会福祉事業法のもと、民間の社会福祉推進に向けて、厚生施策の整っていない福祉施設の復旧支援に始まり、高度経済成長期には高齢者や障害者福祉の支援にも配分の枠を広げ、わが国社会福祉水準の向上を支えてきたといっても過言ではない。

共同募金は、各都道府県共同募金会が実施主体となり各都道府県内において、民間社会福祉活動団体（社会福祉協議会、福祉施設及び団体、社会福祉活動を行うボランティア団体・N P Oなど）から助成申請を受けて資金需要を把握、とりまとめて助成計画を策定し、募金目標額を設定、募金運動の実施、募金のとりまとめ各都道府県内において民間社会福祉活動団体に助成、といった一連のプロセスをもった資金調達・供給システムであり、都道府県を単位とする地域性をもった募金運動であるとともに資金需要を把握の上、助成計画を策定して募金運動を行う計画募金であることが他の募金との相違点であると渡辺（2013）¹⁶⁾が述べている。共同募金は、社会福祉法第112条で、地域福祉の推進と寄付金を社会福祉事業、厚生保護事業その他の社会福祉を目的とする事業を経営する者に配分することを目的とすることが明記され、地域社会が抱える多様な福祉問題の解決に向けて重要な役割を担っているが、1995年から募金額は減少の一途をたどっている。

共同募金運動はそのもつ意味が時代と共に変化しており、共同募金運動が開始された当時の‘寄付という他者に対する施し’という概念を超え、「地域をつくる市民を応援するファンド」と増子（2017）が共同募金の概念の変容を示している¹⁷⁾。地域福祉活動の更なる推進に向け、今日の時代に適応する共同募金に対する使命・理念の再定義を図り、住民への周知や共同募金を展開していく活動と仕組みの改革が求められているのである。

5. 共同募金運動の歴史的変遷からみる寄付行為の意味付け

共同募金運動が開始された当時は、‘寄付という他者への施し’という概念のもと展開されていたが、その後‘寄付行為’と‘財源確保’といった、自主的な行為が尊重される側面と現実的な絶対的課題という背反する側面を持ち合わせて推進が図られることとなった。

野口（2017）¹⁸⁾は、戦後の共同募金活動の始動期から共同募金運動が開始後20周年とされる1960年代半ばまでを対象として「社会事業」誌の変遷から、共同募金運動にみる寄付行為の意味付けを明らかに

している。野口によると、戦前、一部の富裕層による寄付行為は、富める者から貧しい者への施与で一方的救援であったものの、戦後、民間社会事業を支える資金である寄付行為者が一部の富裕層から国民に変わり、共同募金は国民一般による助け合いの精神によって成り立ち、その助け合いに国民は自発的に活動に参加しなければならないと理解され、寄付行為に対する国民の意識変容があったとされている。そして、国民を共同募金運動に参加させるためには、共同募金を理解してもらう必要があり、広報活動の重要性が言及されることとなった。その背景には、戦後、寄付の担い手が富裕層から国民一般への転換に伴い、国民が共同募金への理解を深めるための広報活動が不十分であることや広報活動に全く関心を持たない国民の運動への不参加、非協力があったと理解され、寄付行為の担い手の範囲の拡大が即共同募金活動の参加者の拡大とはならなかつたと指摘している。この一方で、国民の参加例として取り上げられているのが、社会福祉協議会が主体となり、婦人会といった各末端組織に対して周知徹底を図り寄付を促進するために広報活動として戸別訪問による周知という方法がとられていた例である。この事例では、住民が寄付行為を「助け合い」であるという十分な理解のもと取り組まれていたという報告がある一方で募金を集めるには募金箱を持って戸別訪問をしなければならず、戸別訪問を受けた者は、寄付行為の本質である自発的な参加とは言えない状況の中で募金活動に参加していたと考えられ、寄付行為の主体性といった現代にも通じる矛盾が生じていたといえる。

その後、福祉サービスが拡充されることとなった1960年代について、西村（2017）は、急激な経済成長の中で従来の共同体が崩壊していったことへの反省として、地域社会の再生を目指したコミュニティ政策がとられるようになり、社会福祉協議会が地域組織化活動を進めるなど、地域住民の社会参加が進められる時代に入ったとしている¹⁹⁾。こうした1960年代半ばの共同募金運動について、野口（2017）は、「一番ヶ瀬は60年代半ばには募金活動が素朴な感情からの募金ではなく町内で集められる募金となり、ファッショナ化したと受け止めた。ここでのファッショナ化という言葉は、赤い羽根をつけるという服飾の流行のみではなく、国民の生活様式のなかに組み込まれた流行や風潮と理解できる。国民の募金活動は一次的な関心による参加、あるいは単なる時節の催しへの参加と捉えられたのであった」と述べている²⁰⁾。つまり、共同募金運動本来の理念と国民の地域福祉活動への参加といった社会的情勢が合致していくながら、共同募金運動は、理想に相反する方向へと進んでいったのである。こうした背景について、野口（2017）が「戦後から60年代半ばまでの共同募金運動をめぐる議論では、一貫して共同募金運動への参加や自発性が問題とされ、自発的な参加を促すことが考えられていた。そのためには助け合いや愛や協力といった素朴な気持ちを持つことが必要であると理解されていた。しかし、実際には強制的な募金集めが行われており、共同募金運動のるべき姿と現実との乖離に対しての議論がなされていました」とまとめている²¹⁾。以上のような共同募金運動の歴史的経緯は、現代の共同募金運動の意味を問ううえでも、重要な示唆を示していると考えられる。

6. 現代における寄付文化に対する意識と共同募金運動のあり方

わが国において、寄付行為が改めて注目されるようになったのは、1995年の阪神・淡路大震災であろう。ここで多額の義捐金が寄せられ、自発的なボランティア活動が評価され、その後、1998年の特定非営利活動促進法の制定へと至った。寄付文化に対する意識の高まりを研究仮説として、大橋（2011）²²⁾が、寄付に関する意識調査に取り組み、寄付文化の可能性と課題を明らかにしている。大橋（2011）の報告によると、「現金での寄付」は、対象者のうち、1名を除いた全員が現金での寄付を経験しており、

「赤い羽根共同募金、災害支援募金など広く公募している募金に寄付をしたことがある」のは97.1%で、共同募金運動といった公募募金は、広く地域住民に啓発され浸透しているといえる。

また、日本における寄付文化について、「日本での寄付の文化が広がっていると思う」は、62.4%で、東日本大震災を背景として寄付文化に対する意識が高まっていると捉えていることが明らかとなっている。さらに、「日本の寄付の文化を広めるために必要だと思うもの」では、「寄付が何に使われているかをもっと広報する」が88.0%、次いで「寄付を募集している情報をもっと広報する」49.5%であった。さらに、「寄付をする時、自分の寄付金がどのように使われたか不安に思う」と回答した者は36.4%であった。

大橋（2011）の調査報告から、わが国において寄付文化を更に高め、広めるためには、寄付金の使途・広報が重要であることが明らかとなっている。共同募金は、「共同募金運動」として、毎年1回、厚生労働大臣が定める期間内に実施されるものであり、共同募金運動以外にも、地域歳末による助成など、期間以外にもさまざまな方法で年間を通じて寄付金の受け入れを行っている。こうした「共同募金運動」の取り組みについては、国民の大半に周知されているといえよう。しかしながら、中央共同募金会が核となり、公募や寄付金の使途、共同募金の歴史といった情報をインターネットや広報誌等を通じて広く情報提供しているにも関わらず、寄付者の寄付行為後にまつわる情報については、国民が適切にキャッチできていないのが現状といえる。共同募金運動は、1960年以降、「ファンクション化した」とした論説が報告され現代に至っているという歴史歴経緯があるとされているが、現代社会において、今一度、共同募金運動の理念について再考すると共に広く共同募金の意義を啓発することが共同募金活動に対する国民の寄付意識を高めるうえで重要であるといえる。

7. 韓国における共同募金の取り組み

共同募金活動は、中央募金会（2013）²³⁾によると、わが国以外にも世界42か国が取り組んでいる。その中でも著しい募金額の伸びをみせているのが韓国である。韓国における共同募金額の推移は、わが国と異なり増加し続けていることから、韓国における共同募金のシステムに取り組みについてフィールド調査に取り組んだ。本稿では、調査結果を精査し、わが国における共同募金と寄付文化醸成への示唆を得て、共同募金のあり方について考察していく。

（1）研究方法

フィールド調査は、第1回目を2017年9月3日～2017年9月6日に韓国共同募金会を対象に実施し、第2回目を2018年8月8日～11日に江原社会福祉共同募金会を対象に実施した。フィールド調査の対象者は、韓国社会福祉共同募金会戦略募金チームである。

本稿では、韓国における共同募金への取り組みと寄付文化に関する内容（①韓国における寄付実態②個別募金確保に向けた取り組み ③戸別訪問による周知と実施について ④共同募金の透明性確保について）を取り上げ、再考することで、わが国における共同募金と寄付文化の相違について明らかにする。

（2）倫理的配慮

本研究に関しては、日本地域福祉学会倫理規定に基づき、インタビュー調査対象者に対しては、研究

の意義、目的、方法、結果の公表等について事前に口頭で説明をして同意を得て進めた。

(3) フィールド調査の結果

韓国共同募金会と江原社会福祉共同募金会の2回のヒアリング調査から、韓国における共同募金の寄付の現状と寄付文化に関する意識を整理する。

1) 組織・職員数

韓国共同募金会は、1998年に設立され1999年の社会福祉共同募金法改正後に発展してきた。中央会及び募金会直結の17か所の市・同支部で構成されている。職員数は支部を含めて315名（2018年8月時点）で共同募金事業の専従職員である。採用要件ではないが、80%以上が社会福祉士を有し、各種福祉団体に対する配分・評価を行うための専門職として社会福祉士が登用されている。

2) 主な事業内容

共同募金会、共同募金財源の配分、共同募金財源の運用及び管理、共同募金に関する調査研究、共同募金関連の国際交流及び協力事業の推進など

3) 共同募金運動の取り組みについて

i. 韓国における寄付実態について

韓国における共同募金の開始期は、大企業を対象にして進められてきた。企業からの寄付の募金額は増加しているが、個別募金も多く寄せられている。企業は、景気で影響される一方で、個別募金は安定的な確保が見込める。各自治体ともに個別募金の重要性を意識しており、支部の地域性によっては個別募金を重点的に捉えているところもある。

ii. 個別募金確保に向けた取り組みについて

韓国においても、日本と同様に使途を理解している国民が減少しており、課題として捉えている。個別募金については、使途をメール等で配信するなどして、フォローしている。

また、スマートフォンを活用した寄付を可能としており、特に若年層向けにアプリなどの活用も進められている。地方では、助け合いの精神が根付いており、共同募金を用いて自分の地域に還元するといった意識も高い。高額寄付者の個人も増加傾向にある。さらに地方では、自治体が地域の課題や住民の状況を把握しているため、個々人に各情報提供が行き届くように連携が出来ており、こうした連携も募金額の増加に関係していると考えている。

また、個別募金に関しては、寄付額等に関する専用のコールセンターによる相談窓口も設置されている。

iii. 戸別訪問による周知と実施について

韓国においては、日本のような戸別訪問による周知や募金活動はしていない。行政は直接的な募金活動には関与せず、現金収取の形はとっていない。自発的に募金できる仕組みを重要視しており、各自治体で共同募金運動の時期にキャンペーン期間として広報活動に取り組んでいる。

iv. 共同募金の透明性確保について

韓国では、1998年の共同募金会創設以降、寄付に対する透明性を含めて、寄付文化を醸成してきた。韓国における共同募金で主要となる、大口企業に対しては、寄付社（者）に関する冊子・希望に応じて映像コンテンツを制作し郵送している。その他の企業に対しては、年度末に募金額の領収証と共に年間報告書を作成し郵送している。少額寄付者に対しても、寄付分野や使途などを専用のホームページで情報を開示し、メール等を活用し、寄付者のマネジメントにも取り組んでいる。

（4） 考察

本研究における韓国共同募金に関するフィールド調査は、増子（2017）らが2014年9月と2015年2月にかけて実施した韓国共同募金会へのフィールド調査の結果²⁴⁾に基づき、ヒアリング調査を実施し、寄付文化醸成に関する視点で調査内容を精査した。

韓国における共同募金額の増加は、韓国共同募金会を中心とした、各自治体における募金に対する透明性の確保と様々な媒体を用いての共同募金に関する周知・啓発が背景にあると考えられた。特に、韓国では、大企業からの寄付を主流としていた歴史的背景から個別寄付も重要視する方策も合わせて検討され、各地域における個人寄付者の共同募金への理解と信頼性を高めるプログラムを多く運用していることが明らかとなった。こうした個人への適切なアプローチとフォローも、韓国の募金額増加の要因の1つであるといえる。

韓国において、このような取り組みを多く展開できるのは、韓国共同募金会の存在も大きい。他16か所の支部があるが、これらは韓国共同募金会直轄の組織であり、共同募金の業務に専念できる環境にある。共同募金会では、政策研究の他、共同募金に関する調査研究にも取り組んでいる。こうした研究活動は、共同募金会そのものの存在意義を国民に示すと共に、研究成果を国民にフィードバックすることにより、共同募金に対するアカウンタビリティにも寄与しているものと考えられる。

8. わが国における寄付文化醸成と共同募金運動の発展に向けて

本論において、今後わが国が実現を目指す地域共生社会と共同募金活動との関係性を地域福祉活動の視点で概観し、共同募金運動の歴史的変遷から寄付行為の意味付けについて整理した。そして、現代における寄付文化に対する意識と今後の共同募金運動のあり方について考察し、発展を続ける韓国共同募金の実態についてフィールド調査に取り組み、今後のわが国における寄付文化醸成と共同募金運動の発展に向けた示唆を得た。

結果、わが国における共同募金運動と寄付文化の意識は、共同募金運動開始時の本来の理念や理想に相反する方向へ進み、戸別募金といった仕組みによって、募金者の主体性の低下を招き、共同募金の意義や目的を十分に理解していない状況における寄付行為が多くなったことから、「共同募金のファンシオン化」といった風潮が高まったのではないかと考える。その一方で、わが国において戸別募金による募金額は現在の共同募金事業でも多くの割合をしめており、戸別募金によって募金活動に参加できる住民も多いのが現状である。戸別募金といった制度は、まさにわが国が醸成してきた寄付文化であり、戸別募金の対象となる我々住民が、今一度共同募金の存在意義を問い合わせし、地域福祉の担い手である意識を持つことが求められているといえよう。

現代のわが国は、寄付文化に対する意識は高まりの傾向にある一方で、共同募金の寄付額は低下の一

途を辿っているが、こうした背景には、共同募金に対する「透明性」を求めていることも一因として考えられた。今回フィールド調査を実施した韓国においては、「透明性」の確保に重点を置いた取り組みを展開し、共同募金総額の上昇と共に個別寄付額の増加も実現していた。寄付文化の更なる醸成のためには、寄付者自身の共同募金運動に対する意識向上と共に共同募金運動実施者の「透明性」を確保するといった、寄付者の主体性を高める取り組みが重要であることが示唆された。

日本各地の社会的課題は多様化、複雑化しており、課題解決のための活動に必要な資金ニーズが増大しているのが現状である。また、今後、少子超高齢社会を迎えるわが国では、地域課題が更に多様化し、地域課題を解決するための地域福祉活動とその財源となる共同募金は、その役割や重要性が更に増すこととなる。共同募金の社会的意義については先述のとおり国民にも広く認識されている一方で、中央共同募金会が平成29年6月に実施した「都道府県共同募金会における70年答申及び推進方策の推進状況調査」において、市区町村共同募金委員会の設置をはじめとした推進方策の取組みが進展していない現状が明らかにされている²⁵⁾。このような状況に対し、新たに中央共同募金会に「70年答申推進委員会」が設置され、2018年度から2020年度の重点政策として、助成と募金の循環によって地域課題の解決を目指す「運動性の再生」の実現を目的として、共同募金の「計画募金」の仕組みに対する再構築が図られているところである²⁶⁾。重点政策には、①ニーズに基づく適正な助成計画 ②募金のあり方の見直し ③市区町村共同募金会の設置完了 が掲げられており、②は「寄付者」に対してのアプローチが多く含まれている。これは、韓国共同募金会の方策に類するものである。また、わが国においても、戸別募金に重点を置いた募金方法から、企業との協働による法人・職域募金の強化や寄付付き商品の開発など、新しい募金手法への取組みも推進されており、共同募金運動のあり方について変容が図られようとしていることが伺える。こうした現状において、共同募金運動の全国的な推進・発展を実現するには、やはり、共同募金を通じた寄付文化の醸成が不可欠であると考える。

今後は、各国の寄付文化に対する意識と共同募金運動の実態を更に調査し、わが国における共同募金改革の一助になる示唆を得ることを目指していきたいと考えている。

【附記】

本研究は、JSPS科研費 JP17K04237の助成を受けて実施した研究成果の一部である。

参考・引用文献

- (1)厚生労働省: <https://www.mhlw.go.jp/stf/seisaku-katsukan-sanjikanshitsu-shakaihoshoutantou/0000150632.pdf>
厚生労働省「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部（平成29年2月7日）
- (2)妻鹿ふみ子（2010）「福祉国家の思想的原理としての社会的連帯の再編をめぐる一考察：人称の連帯の再編に注目して」『社会福祉学』50巻4号：3-15
- (3)増子正（2013）「地域福祉を支える共同募金改革への市民意識に関する研究」『日本地域政策研究』11：203-210
- (4)久津摩和弘（2017）「資金の調達と運用Ⅰ・Ⅱ」平成29年東北学院大学CSWスキルアッププログラム公開授業配布資料
- (5)増子正（2018）「地域福祉のファンドレイジング」平川毅彦・海老田大五朗編『コミュニティビジネスで

- 拓く地域と福祉』ナカニシヤ出版：58-59
- (6)大城渡（2010）「寄付による投票条例と地方自治－憲法学から"寄付による投票条例"を診る－」『名桜大学総合研究』17: 59-69
- (7)跡田直澄・前川聰子・末村祐子ほか（2002）「非営利セクターと寄付税制」『ファイナンシャル・レビュー』10月号：91
- (8)兼平裕子（2010）「日英寄付文化の相違点を踏まえての寄付金税制の検討」『愛媛大学法文学部論集 総合政策学科編』28：127-160
- (9)岡本浩二（2017）「地域包括ケアシステムの概念と今後の課題－まちづくりの視点から－」『横浜商大論集』50：28-47
- (10)山本勝・史文珍・永井昌寛ほか（2013）「健幸社会を支える地域包括ケアシステムの基本理念と推進方策」『日本経営診断学会論集』13：7-12
- (11)厚生労働省：<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakujouhou-12600000-Seisakutoukatsukan/0000184333.pdf> 「介護離職ゼロの実現 ⑨地域共生社会の実現」
- (12)再掲5)
- (13)二瓶さやか・増子正（2018）「地域包括ケアシステムの推進と共同募金の役割」『十文字学園女子大学紀要』48巻：167-176
- (14)再掲3)
- (15)黒木利克（1958）『日本社会福祉事業現代化論』全国社会福祉協議会
- (16)渡辺一城（2013）「共同募金改革における－当事者性－」『天理大学人権問題研究室紀要』16：33-46
- (17)増子正・李在橓・二瓶さやか（2017）「発展を続ける韓国共同募金の背景」『総合人間科学研究会総合人間科学』5：85-93
- (18)野口友紀子（2017）「共同募金運動にみる寄付行為の意味付け」『社会福祉学』第58巻第2号：67-79
- (19)西村淳（2017）「市民社会と地域福祉－社会福祉と参加の制度史再考－」『公共政策学』11: 77-96
- (20)再掲17)
- (21)再掲18)
- (22)大橋美幸（2011）「ファンドレイジングと寄付文化に関する考察」『函大商学論研究』第44第1号：51-74
- (23)中央募金会（2013）『共同募金ハンドブック』：中央募金会
- (24)再掲17)
- (25)全国社会福祉協議会地域福祉部：<https://www.zcwvc.net/2019/08/23>
共生社会の実現に向けた市区町村社協の基盤強化に係る.pdf
令和元年度赤い羽根共同募金運動の実施について-地域共生社会の実現に向けた地域福祉の推進と共同募金運動の活性化に向けて
- (26)社会福祉法人 中央共同募金会：<https://www.akaihane.or.jp/wp/wp-content/uploads/2018report.pdf>. 平成30年度 事業報告書.